

ともに未来につながる明日を

DISCLOSURE 2026

いつもおそばに あんしん とうしん



皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和7年度第71期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

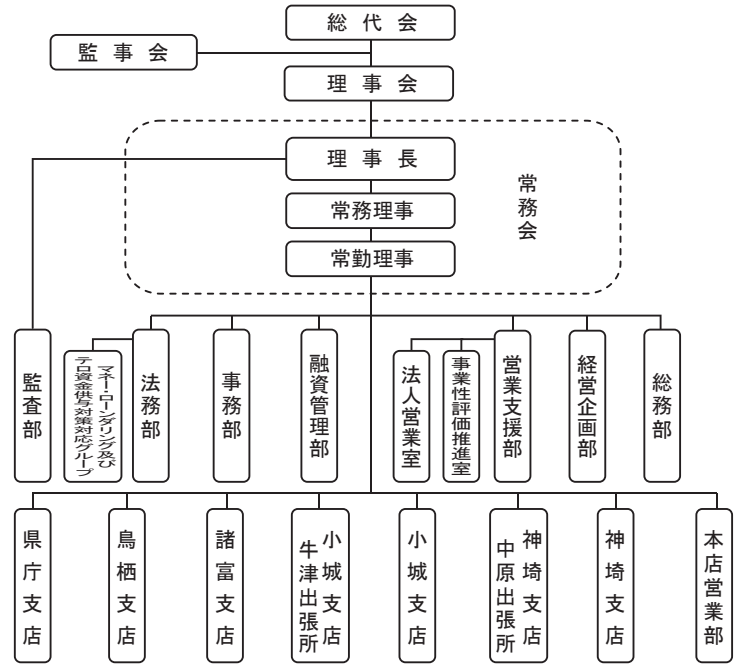
佐賀東信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

令和8年7月

佐賀東信用組合
理事長／芹田 泉

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和30年3月28日／神埼信用組合設立登記
- 昭和30年4月1日／神埼信用組合営業開始
- 昭和30年5月16日／小城信用組合設立登記し営業開始
- 昭和46年9月8日／諸富支店開設
- 昭和53年10月1日／神埼、小城両信用組合が合併し佐賀東信用組合と名称変更（本店、小城支店、牛津支店、諸富支店）
- 昭和54年6月1日／佐賀支店開設
- 昭和58年4月7日／佐賀市に本店社屋を新築移転し営業開始（本店、神埼支店、小城支店、牛津支店、諸富支店）
- 昭和59年8月13日／自営による預金オンライン開通、全銀システム加入
- 昭和60年2月12日／自営による融資オンライン開通
- 昭和61年6月10日／諸富支店新築移転
- 平成3年10月1日／鳥栖信用組合と合併し地区拡張
- 平成8年1月16日／信組情報サービス（SKC）加入
- 平成9年5月23日／多久市全域への地区拡張
- 平成9年10月1日／中原支店開設
- 平成12年3月6日／デビットカード取扱開始
- 平成12年4月1日／郵貯とのATM提携開始
- 平成13年12月4日／小城支店改築オープン
- 平成17年3月28日／佐賀栄城信用組合と合併
- 平成18年3月1日／相互入金業務の取扱開始
- 平成18年10月16日／他行カード振込業務の取扱開始
- 平成24年3月9日／本支店間ネットワーク（shs.Net）導入
- 平成27年12月1日／印鑑照合システム導入
- 平成30年8月6日／神埼支店新築移転
- 令和元年9月24日／中原支店を出張所に変更し、神埼支店内に移転
- 令和元年11月18日／牛津支店を出張所に変更し、小城支店内に移転
- 令和4年11月4日／電子交換所稼働開始
- 令和4年11月14日／とうしんビジネスバンキング運用開始



役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）

理事長／芹田 泉	理事／副島 良彦（※）
常務理事／藤瀬 秀利	理事／牟田 幸司（※）
常勤理事／井上 晃	
理事／福岡 桂（※）	常勤監事／田中 誠二
理事／西村 秀樹（※）	監事／牟田 清敬
理事／井本 裕（※）	員外監事／峰 悦男

令和8年6月30日現在

注）当組合は、職員出身者以外の理事5名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業方針

■基本方針 地域の発展に奉仕します

組合員の経済的地位の向上と地域の発展に寄与します。協同組合組織の金融機関として、その社会的使命を十分に認識し、法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備を図るとともに、地縁、人縁の特性を生かして地域社会に密着し勤労者、中小零細企業の金融円滑化と地域社会の発展に寄与します。

■経営方針 堅実経営に徹します

堅実経営に徹し、法令遵守（コンプライアンス）を重要方針の一つと位置付け組合員の信頼に応えます。

基本方針に沿って営業活動を実践し、資産内容の充実と自己資本の強化により堅実経営を推進します。

組合員の推移

（単位：人）

区分	令和6年度末	令和7年度末
個人	11,240	10,991
法人	997	998
合計	12,237	11,989

令和7年度における世界経済は、ウクライナ・ロシア情勢の長期化および中東地域の地政学的緊張の高まりを背景に、エネルギー価格や物流コストの変動を伴いながら、不透明感の強い状況が継続しました。加えて、世界的なインフレ再加速懸念や金融政策の転換局面を受け、為替相場および長期金利の変動が各国経済および企業活動に大きな影響を及ぼしました。

米国をはじめとする主要国においては、これまでの金融引き締めの影響によりインフレ率の鈍化が見られ、段階的な利下げが進められましたが、依然として労働市場は底堅く、景気後退回避との両立を図る慎重な金融政策運営が続きました。欧州においても同様に、インフレ抑制と景気下支えのバランスが重視され、金融市場は政策動向に敏感に反応する展開となりました。一方、中国経済は不動産市場の低迷や個人消費の伸び悩みを背景に減速基調が続き、政府による財政出動や金融緩和策が講じられたものの、世界経済の成長鈍化要因として意識される状況となりました。

わが国においては、高市政権の発足を契機とした成長戦略や資本市場改革への期待感、ならびに企業の収益力向上やガバナンス改革の進展を背景に、株式市場は堅調に推移し、日経平均株価は史上最高値を更新しました。また、賃上げの定着や設備投資の拡大など内需の回復も見られ、景気は堅調に推移しました。金融面では、日本銀行による追加利上げの実施により「金利のある世界」

への移行が一段と鮮明となりました。これに伴い、金融機関の収益環境には改善の兆しが見られる一方で、金利上昇が企業の資金調達コストや不動産市場に与える影響にも留意が必要な状況となりました。

また、為替市場においては日米金利差の変動を背景に円相場が不安定な動きを示し、市場参加者の注目が高まりました。

以上のように、令和7年度は不確実性が高まる年度でありましたが、当組合は業績の安定化と経営の健全化に努めてまいりました。

その結果、貸出金については、期中平均残高が372億円と前年度比12億円の増加、預金積金については、期中平均残高は788億円と前年度比11億円の増加となりました。利益面におきましては、コア業務純益において313百万円、当期純利益において122百万円となり、いずれも令和7年度事業計画目標を達成することができました。

自己資本比率につきましては、前年度比0.06ポイント上昇の8.13%となり、国内銀行が求められる4.0%を大きく超える水準を維持しております。不良債権比率は金融再生法基準で前年度比0.18ポイント低下の5.47%となりました。

依然、我が国及び世界の経済の先行きは不確実性が高止まっておりますが、組合員・お客様のお役に立つ存在価値のある金融機関となるべく役職員一同努力していく所存です。

総代会について

信用組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助と地域・業種・職域の密着を理念とした金融機関です。

当組合は地域信用組合で、地域での金融の円滑化と経済的地位の向上に寄与することを経営の基本としています。

※地域となる営業区域はP.29「地区一覧」に掲載しています。

信用組合の根拠法

●中小企業等協同組合法 ●協同組合による金融事業に関する法律

■組合員の資格

組合員資格は、中小企業等協同組合法および定款により次のように定められています。加入資格のある方はいつでも当組合の承諾を得て組合員となることができます。

- (1)当信用組合の営業区域内において事業を行う小規模事業者
※事業の規模については業種別に要件があります。
- (2)当信用組合の営業区域内に住所又は居所を有する者
- (3)当信用組合の営業区域内において勤務に従事する者
- (4)当信用組合の営業区域内において事業を行う事業者の役員およびこの組合の役員

■総代会の仕組みと役割

組合員の要望・ご意見などは、組合員で構成される総会を通じて信用組合の運営に反映され、組合員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ちます。

組合員の総数が200人を超える信用組合は、総会に代えて総代会を設けることができ、当組合は総代会制度を採用しています。

総代会は総代で組織され、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

■総代の選任方法、任期、定数等

総代は、定款や総代選挙規程の定めに基づき組合員の中から選挙で選ばれ、任期は3年です。

当組合の総代定数は「100人以上130人以内」と定款で定めており、令和8年3月31日現在の組合員数は11,989人で、現在の総代数は104人です。

当組合では、総代会に限定することなく、顧客満足度アンケートや日常の営業活動を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代会について

■総代会の決議事項等の議事概要

第71期通常総代会（令和8年6月23日開催）では、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

【報告事項】

1. 監事監査報告
2. 第71期（令和7年度）事業報告および貸借対照表、損益計算書報告の件

【議決事項】

- 第1号議案 第71期（令和7年度）剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第72期（令和8年度）事業計画及び収支予算書案承認の件
- 第3号議案 役員（理事）退任に伴う役員（理事）選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 組合員除名の件

■総代の選挙区・定数・総代数

（単位：人）

業務区域	選挙区	選挙地区名	定数	総代数
本店	第1区	佐賀市 （諸富町、川副町除く）	25	23
神埼支店	第2区	神埼市 神埼郡 三養基郡（基山町除く）	30	30
小城支店	第3区	小城市 多久市 杵島郡江北町大字惣領分	30	30
諸富支店	第4区	佐賀市諸富町 川副町	10	10
鳥栖支店	第5区	鳥栖市 三養基郡基山町	5	5
県庁支店	第6区	県庁職員等	5	5
合 計			105	103

令和8年6月23日現在

※総代氏名は、各営業店の窓口に備え置きしております。



経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和6年度	令和7年度
現 金	806,892	815,150
預 け 金	26,178,497	20,484,031
有 価 証 券	20,049,007	21,278,358
国 債	1,659,870	2,819,430
地 方 債	2,539,199	2,438,804
社 債	6,188,679	5,426,454
株 式	116,750	116,750
そ の 他 の 証 券	9,544,508	10,476,919
貸 出 金	36,778,497	38,223,532
割 引 手 形	87,228	48,063
手 形 貸 付	3,569,422	4,187,197
証 書 貸 付	32,123,899	32,501,824
当 座 貸 越	997,947	1,486,447
そ の 他 資 産	534,796	534,586
未 決 済 為 替 貸	2,841	4,378
全 信 組 連 出 資 金	288,000	288,000
未 収 収 益	77,591	94,994
そ の 他 の 資 産	166,363	147,213
有 形 固 定 資 産	645,474	721,487
建 物	239,990	313,529
土 地	380,593	380,593
その他の有形固定資産	24,889	27,363
無 形 固 定 資 産	8,890	6,051
ソ フ ト ウ ェ ア	8,789	5,950
その他の無形固定資産	100	100
繰 延 税 金 資 産	23,904	23,561
債 務 保 証 見 返	13,223	8,000
貸 倒 引 当 金	△ 258,915	△ 310,583
(うち個別貸倒引当金)	(△ 212,129)	(△ 277,067)
資 産 の 部 合 計	84,780,268	81,784,176

科 目	金 額	
(負 債 の 部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	79,213,178	75,590,235
当 座 預 金	325,465	363,565
普 通 預 金	20,732,525	16,134,683
定 期 預 金	53,724,055	55,993,777
定 期 積 金	3,301,343	2,967,314
そ の 他 の 預 金	1,129,789	130,895
借 用 金	2,200,000	2,200,000
借 入 金	2,200,000	2,200,000
そ の 他 負 債	230,526	318,930
未 決 済 為 替 借	6,280	4,023
未 払 費 用	68,861	162,994
給 付 補 填 備 金	9,304	7,664
未 払 法 人 税 等	20,000	19,386
前 受 収 益	42,072	48,955
職 員 預 り 金	64,856	58,144
そ の 他 の 負 債	19,151	17,762
賞 与 引 当 金	32,500	39,500
役 員 賞 与 引 当 金	3,400	3,300
退 職 給 付 引 当 金	130,319	128,423
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	99,950	94,320
睡眠預金払戻損失引当金	29,260	29,935
偶 発 損 失 引 当 金	11,218	17,500
債 務 保 証	13,223	8,000
負 債 の 部 合 計	81,963,577	78,430,146
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	760,491	777,509
普 通 出 資 金	760,491	777,509
利 益 剰 余 金	2,855,678	2,960,166
利 益 準 備 金	416,183	426,132
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,439,495	2,534,034
特 別 積 立 金	2,340,000	2,390,000
(うち経営安定積立金)	1,250,000	1,300,000
当期末処分剰余金	99,495	144,034
組 合 員 勘 定 合 計	3,616,169	3,737,675
その他有価証券評価差額金	△ 799,477	△ 383,645
評価・換算差額等合計	△ 799,477	△ 383,645
純 資 産 の 部 合 計	2,816,691	3,354,029
負債及び純資産の部合計	84,780,268	81,784,176

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 建 物 | 15年～39年 | その他 | 3年～20年 |
|-----|---------|-----|--------|
4. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償債及び要管理先以外の要注意先償債に相当する償債については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先償債に相当する償債については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等修正を加えて算定しております。破綻懸念先償債に相当する償債については、償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償債及び実質破綻先償債に相当する償債については、償債額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- すべての償債は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1)制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 0.368%
- (3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金4百万円を費用処理しております。

また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになります。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、「役員退職手当支給に関する内規」に基づき、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金
(1)当事業年度に係る計算書類に計上した金額
貸倒引当金 310百万円
- (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ①見積り金額の算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表の注記事項6.」に記載しております。
- ②見積りの算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ③翌事業年度の計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理
当組合は貸出金稟議規程、管理債権規程及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する運用手順書において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、法令等遵守・リスク管理等に関する委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで理事会に報告しております。
- (ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は経営企画部を通じ、常務会に定期的に報告されております。
- (iii)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうちの債券、「有価証券」のうちの投資信託、「有価証券」のうちの株式、「貸出金」及び「預金積金」です。
- 当組合では、これらの金融商品につきVaRを用いてリスク量を算定しています。VaRリスク量算定にあたっては、分散共分散法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しています。令和8年3月末日（当組合決算日）現在で上記金融商品に係る市場リスク量（損失額の推計値）は、「預け金」で94百万円、「有価証券」のうちの債券（含仕組預金・貸出）で323百万円、「有価証券」のうちの投資信託で552百万円、「有価証券」のうち株式で0百万円、「貸出金」で208百万円、「預金積金」で△191百万円です。尚、当組合では、モデルが算出するVaRと実際の評価損益を比較するバックテストングを実施しています。令和7年度において実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと認識しています。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
15. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	20,484	20,158	△ 325
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	831	785	△ 45
その他有価証券（＊2）	19,624	19,624	—
(3) 貸出金（＊1）	38,223		
貸倒引当金（＊2）	△ 310		
	37,912	37,639	△ 273
金融資産計	78,853	78,209	△ 643
(1) 預金積金（＊1）	75,590	74,851	△ 738
(2) 借入金	2,200	2,131	△ 68
金融負債計	77,790	76,983	△ 806

- (＊1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
(i)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

- (注2) 市場価格のない株式等については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については16～19に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式（＊１）	116
全信組連出資金（＊１）	288
組 合 出 資 金（＊２）	705
合 計	1,110

- (＊１) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (＊２) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	195	196	0
そ の 他	—	—	—
小 計	195	196	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国 債	—	—	—
地 方 債	138	126	△ 12
社 債	297	269	△ 27
そ の 他	200	193	△ 6
小 計	635	589	△ 46
合 計	831	785	△ 45

(3)その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式 債 券	—	—	—
国 債	869	848	20
地 方 債	300	300	0
社 債	568	548	20
そ の 他	3,853	3,413	439
小 計	4,722	4,262	460
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株 式 債 券	—	—	—
国 債	9,184	9,628	△ 444
地 方 債	2,819	2,956	△ 137
社 債	1,999	2,099	△ 99
そ の 他	4,364	4,572	△ 207
小 計	5,718	6,473	△ 755
小 計	14,902	16,102	△ 1,200
合 計	19,624	20,365	△ 740

- 17. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

売 却 価 額	売 却 益	売 却 損
140	—	59

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
債 券	798	2,659	5,146	2,079
国 債	299	393	2,126	—
地方債	200	499	1,739	—
社 債	298	1,766	1,281	2,079
そ の 他	628	2,482	1,759	244
合 計	1,426	5,142	6,906	2,324

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	648百万円
危険債権額	1,413百万円
三月以上延滞債権額	0 百万円
貸出条件緩和債権額	32百万円
合計額	2,094百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 21. 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は48百万円であります。
- 22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は、5,737百万円であります。

このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは5,737百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 23. 有形固定資産の減価償却累計額 851百万円
- 24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 44百万円
- 25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3百万円
減価償却超過額	8
退職給付引当金	36
役員退職慰労引当金	26
有価証券減損	9
その他有価証券評価差額金	114
その他	39
繰延税金資産小計	238
評価性引当額	△ 214
繰延税金資産合計	23
繰延税金資産の純額	23百万円

26. 担保に提供している資産は次の通りであります。

担保提供している資産	預 け 金	1,500百万円
	有価証券	2,640百万円
担保資産に対応する債務	借 用 金	2,200百万円

上記のほか為替取引のために預け金6,300百万円、全国信用組合保障基金として預け金296百万円、日本銀行蔵入復代理店取引のため預け金10百万円を担保として提供しております。

27. 出資１口当たりの純資産額 4,313円81銭

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,067,935	1,306,578
資 金 運 用 収 益	1,010,914	1,272,764
貸 出 金 利 息	636,232	743,317
預 け 金 利 息	65,069	128,182
有価証券利息配当金	297,810	391,598
その他の受入利息	11,802	9,665
役 務 取 引 等 収 益	26,501	26,165
受入為替手数料	10,215	9,890
その他の役務収益	16,286	16,274
そ の 他 業 務 収 益	19,311	7,363
その他の業務収益	19,311	7,363
そ の 他 経 常 収 益	11,207	285
償 却 債 権 取 立 益	4,000	284
その他の経常収益	7,207	0
経 常 費 用	923,065	1,130,987
資 金 調 達 費 用	91,339	268,353
預 金 利 息	84,864	261,970
給付補填備金繰入額	4,578	4,539
その他の支払利息	1,896	1,844
役 務 取 引 等 費 用	48,820	53,021
支 払 為 替 手 数 料	5,231	5,182
その他の役務費用	43,589	47,839
そ の 他 業 務 費 用	47	59,217
国債等債券売却損	—	59,160
その他の業務費用	47	57
経 費	673,873	683,105
人 件 費	455,215	442,994
物 件 費	197,741	209,378
税 金	20,915	30,732
そ の 他 経 常 費 用	108,986	67,289
貸倒引当金繰入額	96,750	51,780
貸 出 金 償 却	—	1,279
その他の経常費用	12,235	14,229
経 常 利 益	144,869	175,591

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 損 失	207	185
固 定 資 産 処 分 損	207	185
税 引 前 当 期 純 利 益	144,662	175,405
法人税、住民税及び事業税	50,801	52,737
法 人 税 等 調 整 額	△ 626	343
法 人 税 等 合 計	50,174	53,080
当 期 純 利 益	94,487	122,324
繰越金（当期首残高）	5,007	21,709
当 期 末 処 分 剩 余 金	99,495	144,034

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益（又は当期純損失） 157円28銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	99,495	144,034
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	77,786	137,664
利 益 準 備 金	9,949	14,403
普通出資に対する配当金	17,836	23,260
	(年 3%の割合)	(年 3%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特 別 積 立 金	50,000	100,000
(経営安定積立金)	50,000	100,000
繰越金（当期末残高）	21,709	6,369

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 益	1,010,914	1,272,764
資 金 調 達 費 用	91,339	268,353
資 金 運 用 収 支	919,575	1,004,410
役 務 取 引 等 収 益	26,501	26,165
役 務 取 引 等 費 用	48,820	53,021
役 務 取 引 等 収 支	△ 22,318	△ 26,856
そ の 他 業 務 収 益	19,311	7,363
そ の 他 業 務 費 用	47	59,217
そ の 他 の 業 務 収 支	19,264	△ 51,853
業 務 粗 利 益	916,521	925,700
業 務 粗 利 益 率	1.11%	1.10%
業 務 純 益	261,616	268,094
実 質 業 務 純 益	255,578	254,825
コ ア 業 務 純 益	255,578	313,985
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	255,578	313,985

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	455,215	442,994
報酬給料手当	369,324	311,106
退職給付費用	16,519	27,378
その他	69,371	104,510
物 件 費	197,741	209,378
事務費	106,185	113,701
固定資産費	38,409	41,076
事業費	18,390	17,790
人事厚生費	4,631	3,890
有形固定資産償却	17,164	18,605
無形固定資産償却	2,676	3,338
その他	10,284	10,975
税金	20,915	30,732
経 費 合 計	673,873	683,105

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	26,501	26,165
受入為替手数料	10,215	9,890
その他の受入手数料	16,260	16,244
その他の役務取引等収益	26	30
役 務 取 引 等 費 用	48,820	53,021
支払為替手数料	5,231	5,182
その他の支払手数料	32,707	37,491
その他の役務取引等費用	10,882	10,347

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	50,489	261,849
支 払 利 息 の 増 減	51,334	177,014

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回 り	
資 金 運 用 勘 定	令和6年度	82,278 ^{百万円}	1,010,914 ^{千円}	1.22%	
	令和7年度	83,890	1,272,764	1.51	
	うち	令和6年度	36,046	636,232	1.76
	貸 出 金	令和7年度	37,246	743,317	1.99
	うち	令和6年度	26,232	65,069	0.24
	預 け 金	令和7年度	24,945	128,182	0.51
	うち	令和6年度	19,711	297,810	1.51
	有 価 証 券	令和7年度	21,410	391,598	1.82
資 金 調 達 勘 定	令和6年度	79,913	91,339	0.11	
	令和7年度	81,104	268,353	0.33	
	うち	令和6年度	77,649	89,442	0.11
	預 金 積 金	令和7年度	78,842	266,509	0.33
	うち	令和6年度	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	令和7年度	—	—	—
	うち	令和6年度	2,200	—	—
	借 用 金	令和7年度	2,200	—	—

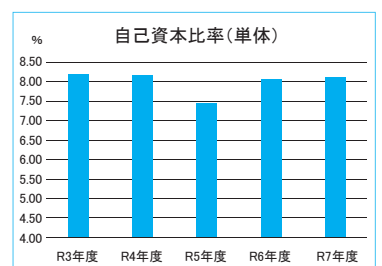
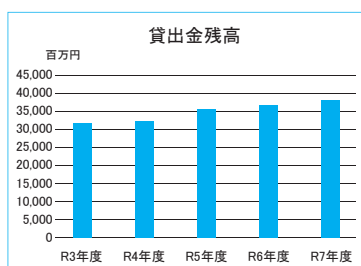
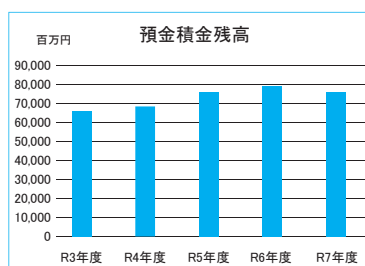
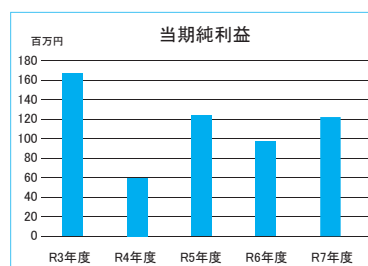
主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,018,433	944,945	1,028,062	1,067,935	1,306,578
経 常 利 益	200,013	114,691	162,713	144,869	175,591
当 期 純 利 益	166,977	60,103	123,750	94,487	122,324
預 金 積 金 残 高	65,959,652	68,330,391	75,731,569	79,213,178	75,590,235
貸 出 金 残 高	31,837,045	32,263,548	35,673,625	36,778,497	38,223,532
有 価 証 券 残 高	20,150,858	19,150,987	18,928,708	20,049,007	21,278,358
総 資 産 額	71,459,845	71,722,284	81,310,375	84,780,268	81,784,176
純 資 産 額	3,337,178	2,622,256	2,896,221	2,816,691	3,354,029
自己資本比率（単体）	8.19%	8.17%	7.45%	8.07%	8.13%
出 資 総 額	400,749	410,723	416,183	760,491	777,509
出 資 総 口 数	400,749口	410,723口	416,183口	760,491口	777,509口
出資に対する配当金	4%	3%	3%	3%	3%
職 員 数	72人	76人	71人	69人	72人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。



経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,599	3,714
うち、出資金及び資本剰余金の額	760	777
うち、利益剰余金の額	2,856	2,960
うち、外部流出予定額(△)	17	23
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ る 引 当 金 の 合 計 額	46	33
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	46	33
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額(イ)	3,646	3,747
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額(ロ)	6	4
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	3,639	3,743
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	43,567	44,471
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘 定 間 の 振 替 分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,479	1,556
信用リスク・アセット調整額	—	
フ ロ ア 調 整 額		—
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額	—	
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額(ニ)	45,047	46,027
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)／(ニ))	8.07%	8.13%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経 理 ・ 経 営 内 容

総資産利益率

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.17	0.20
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.11	0.14

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

総資金利鞘等

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 利 回(a)	1.22	1.51
資 金 調 達 原 価 率(b)	0.94	1.15
総 資 金 利 鞘(a－b)	0.28	0.36

(注) 1. 資金運用利回＝資金運用収益／資金運用勘定計平均残高×100
2. 資金調達原価率＝資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費／資金調達勘定計平均残高×100

先物取引の時価情報

該当ありません。

オフバランス取引の状況

該当ありません。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度
預 貸 率	(期 末)	46.42	50.56
	(期中平均)	46.42	47.24
預 証 率	(期 末)	25.31	28.14
	(期中平均)	25.38	27.15

(注) 1. 預貸率＝貸出金／預金積金＋譲渡性預金×100
2. 預証率＝有価証券／預金積金＋譲渡性預金×100

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるものの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	195	197	1	195	196	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	195	197	1	195	196	0
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	138	131	△ 6	138	126	△ 12
	社 債	296	280	△ 16	297	269	△ 27
	そ の 他	200	194	△ 5	200	193	△ 6
	小 計	634	606	△ 28	635	589	△ 46
合 計		830	803	△ 26	831	785	△ 45

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	116	116
組 合 出 資 金	357	705
全 信 組 連 出 資 金	288	288
合 計	762	1,110

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	2,780	2,748	31	869	848	20
	国 債	297	297	0	—	—	—
	地 方 債	1,009	1,000	9	300	300	0
	社 債	1,472	1,450	21	568	548	20
	そ の 他	2,178	2,000	177	3,853	3,413	439
	小 計	4,958	4,749	208	4,722	4,262	460
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	6,977	7,162	△ 185	9,184	9,628	△ 444
	国 債	1,362	1,386	△ 24	2,819	2,956	△ 137
	地 方 債	1,391	1,407	△ 15	1,999	2,099	△ 99
	社 債	4,223	4,369	△ 145	4,364	4,572	△ 207
	そ の 他	6,808	7,658	△ 849	5,718	6,473	△ 755
	小 計	13,786	14,821	△ 1,035	14,902	16,102	△ 1,200
合 計		18,744	19,571	△ 826	19,624	20,365	△ 740

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	19	7
その他業務収益合計	19	7

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
1店舗当りの預金残高	9,901	9,448
1店舗当りの貸出金残高	4,597	4,777

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当りの預金残高	1,085	1,049
職員1人当りの貸出金残高	503	530

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	18,369	23.7	17,277	21.9
定期性預金	59,279	76.3	61,565	78.1
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	77,649	100.0	78,842	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	42,273	53.4	43,166	57.1
法人	36,939	46.6	32,423	42.9
一般法人	21,175	26.7	19,342	25.6
金融機関	521	0.7	27	0.0
公金	15,241	19.2	13,054	17.3
合 計	79,213	100.0	75,590	100.0

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財形貯蓄残高	88	80

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	53,284	55,623
変動金利定期預金	38	31
その他の定期預金	400	339
合 計	53,724	55,993

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	3,659	10.2	3,773	10.1
証書貸付	31,429	87.1	32,362	86.9
当座貸越	824	2.3	1,036	2.8
割引手形	132	0.4	74	0.2
合 計	36,046	100.0	37,246	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	494	2.5	2,264	10.6
地方債	2,621	13.3	2,542	11.9
社債	6,394	32.4	6,063	28.3
株式	116	0.6	116	0.5
外国証券	2,101	10.7	2,028	9.5
その他の証券	7,982	40.5	8,393	39.2
合 計	19,711	100.0	21,410	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

資 金 運 用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和6年度末	—	397	1,262	—
	令和7年度末	299	393	2,126	—
地 方 債	令和6年度末	—	706	1,832	—
	令和7年度末	200	499	1,739	—
社 債	令和6年度末	402	1,692	1,616	2,476
	令和7年度末	298	1,766	1,281	2,079
株 式	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
外国証券	令和6年度末	100	782	740	362
	令和7年度末	199	767	630	244
そ の 他 の 証 券	令和6年度末	231	2,526	470	—
	令和7年度末	428	1,715	1,128	—
合 計	令和6年度末	734	6,104	5,922	2,838
	令和7年度末	1,426	5,142	6,906	2,324

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末	289	0.8	13
	令和7年度末	263	0.6	8
有 価 証 券	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
動 産	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
不 動 産	令和6年度末	17,439	47.4	—
	令和7年度末	18,331	48.0	—
そ の 他	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
小 計	令和6年度末	17,729	48.2	13
	令和7年度末	18,595	48.6	8
信用保証協会・ 信 用 保 険	令和6年度末	4,264	11.6	—
	令和7年度末	4,096	10.7	—
保 証	令和6年度末	4,288	11.7	—
	令和7年度末	4,220	11.1	—
信 用	令和6年度末	10,495	28.5	—
	令和7年度末	11,311	29.6	—
合 計	令和6年度末	36,778	100.0	13
	令和7年度末	38,223	100.0	8

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,001	2.72	943	2.47
農 業、 林 業	30	0.08	27	0.07
漁 業	297	0.81	288	0.75
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	3,706	10.08	3,551	9.29
電気、ガス、熱供給、水道業	280	0.76	245	0.64
情 報 通 信 業	22	0.06	10	0.03
運 輸 業、 郵 便 業	1,177	3.20	1,043	2.73
卸 売 業、 小 売 業	2,650	7.21	2,560	6.70
金 融 業、 保 険 業	507	1.38	606	1.59
不 動 産 業	8,990	24.45	10,183	26.65
物 品 賃 貸 業	447	1.22	375	0.98
学術研究、専門・技術サービス業	30	0.08	28	0.07
宿 泊 業	163	0.45	161	0.42
飲 食 業	1,127	3.07	1,012	2.65
生活関連サービス業、娯楽業	597	1.62	524	1.37
教 育、 学 習 支 援 業	200	0.54	185	0.48
医 療、 福 祉	240	0.65	528	1.39
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,151	5.85	2,146	5.62
そ の 他 の 産 業	278	0.76	269	0.71
小 計	23,900	64.99	24,691	64.60
国・地方公共団体等	5,688	15.47	6,498	17.00
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,189	19.54	7,033	18.40
合 計	36,778	100.00	38,223	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,655	38.2	1,726	40.3
住 宅 ロ ー ン	2,676	61.8	2,558	59.7
合 計	4,331	100.0	4,284	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	10,470	33.3	9,965	30.7
設 備 資 金	20,977	66.7	22,486	69.3
合 計	31,448	100.0	32,452	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	1

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	46	6	33	△ 13
個 別 貸 倒 引 当 金	212	102	277	64
貸 倒 引 当 金 合 計	258	108	310	51

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	17,117	19,114
変 動 金 利 貸 出	19,661	19,109
合 計	36,778	38,223

経営内容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	534	377	157	100.00%	100.00%
	令和7年度	648	443	205	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和6年度	1,377	691	54	54.20%	8.00%
	令和7年度	1,413	704	71	54.91%	10.07%
要 管 理 債 権	令和6年度	169	58	2	36.25%	2.60%
	令和7年度	32	10	2	39.04%	11.88%
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	169	58	36.25%	2.60%
		令和7年度	32	10	39.04%	11.88%
小 計	令和6年度	2,081	1,127	215	64.50%	22.54%
	令和7年度	2,094	1,157	279	68.63%	29.86%
正 常 債 権	令和6年度	34,722				
	令和7年度	36,151				
合 計	令和6年度	36,803				
	令和7年度	38,245				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

法令遵守の体制

当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンス基本方針（社会的責任と公共的使命、法令やルールの厳格な遵守、地域社会とのコミュニケーション、職員の人権等の尊重等、社会貢献活動及び環境問題への取組み、反社会的勢力との対決）の下、役職員の行動規範を定め、企業倫理の確立及び法令等の厳格な遵守を組織全体に浸透させることに努めております。

また、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策についても経営戦略等における重要な課題の一つと位置づけ、その基本方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で安心な金融サービスを提供できるよう努めております。

当組合では、法令等遵守（コンプライアンス）体制強化のため、以下の諸施策を実施しております。

(1)コンプライアンス・プログラム（法令等遵守実施計画）を毎年策定し、それに沿って実施しております。

(2)コンプライアンス・マニュアルを策定し（随時見直し）、全役職員に配布しています。

(3)コンプライアンスの最高責任者を理事長とし、統括部署として法務部を設置し、各本店に法令等遵守責任者および法令等遵守担当者の配置を行っています。

(4)法令等遵守責任者及び担当者を対象とした研修、女子リーダー・渉外職員・新人職員を対象とした研修、各本店における毎月の勉強会等を実施させ、コンプライアンス教育の強化を図っています。

(5)監査部の監査項目に法令等遵守に関する項目を盛り込み、法令等遵守体制が適切に機能しているかチェックを行っています。

(6)法令等遵守違反があった場合は、速やかに各本店から事故、不祥事件等に係る報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めています。今後も単なる法令等遵守にとどまらず役職員一人ひとりが、より一層高い規範意識が求められているという自覚をもって、さらなるコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

経 営 内 容

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または法務部相談窓口にお申し出ください。

【佐賀東信用組合 法務部相談窓口】0952-30-2114
受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、お取引先店舗または法務部相談窓口にお申し出いただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.toshin.shinkumi.jp/>

●紛争解決措置

【東京弁護士会等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話 03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3581-2249）

【福岡県弁護士会紛争解決センター】

天神弁護士センター（電話 092-741-3208）
北九州法律相談センター（電話 093-561-0360）
久留米センター（電話 0942-30-0144）

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会のほか福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合法務部相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、東京弁護士会等や福岡県弁護士会紛争解決センターへ申し出ることも可能です。

なお、上記東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
03-3567-2456

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払うこととしております。なお、当組合では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、a: 決定方法、b 支払手段、c 決定時期、d 支払時期等を規程で定めております。

2. 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	63,140千円

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」39,900千円、「賞与」5,380千円、「退職慰労金」17,860千円となっております。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 職員の給与、賞与及び退職金は、当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

リスク管理体制

－ 定性的事項 －

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

普 通 出 資	発行主体：佐賀東信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：777百万円
---------	---

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク 管理の方針	信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管 理 体 制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要リスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に沿った厳正な与信判断を行うべく、「信用リスク管理規程」、「管理債権規程」等を制定し、信用リスク管理を徹底して行っております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理により、特定先特定業種への与信集中を回避すべく、業種別、大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき算定するとともに、その結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な引当を行っております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・ムーディーズ・ジャパン
- ・スタンダード&プアーズ社

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は採用していません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。

ただし、これらはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスクの削減手法として、当組合が取扱う主な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。
管理体制	当組合はオペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク等を含む幅広いリスクと考え、規程類の整備、見直しを行い、研修、内部監査等の機会を通してリスク管理に努めております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

標準的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	出資、株式その他これに類するエクスポージャーに関するリスクとは、市場経済の変動によって受ける資産価値や収益性に対するリスクをいいます。
管理体制	上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に常務会に報告しています。 出資、非上場株式、投資信託については、当組合が定める「余裕資金運用規程」や「市場関連リスク管理規程」などに基づいて、適正に運用・管理しております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
管理体制	金利リスクの管理については、各種リスク管理規程に基づき管理しております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクを計測し、自己資本に対するリスク量の影響額を把握、定期的に経営陣へ報告しております。
評価・計測	当組合では、信用組合業界で構築した SKG-ALM システムを用いて VaR 法により、金利リスクを計測しております。VaR 法とは、過去のデータを使って（観測期間）、一定の期間に（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。 尚、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針で規定する基準（パーゼルⅡ第2の柱）で求める金利リスク量算出の為、別途有価証券に関する金利リスク量を外部委託して計測しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

計測手法		ラダー方式を採用しています。
コア預金	対象	流動性預金全般（当座、普通等）
	算定方法	つぎの3つのうち、最小の額を上限としています。 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額
	満期	5年以内（平均2.5年）
金利感応資産・負債		預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		99パーセンタイル値または1パーセンタイル値
リスク計測の頻度		半 期

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,238	1,248	170	140
2	下方パラレルシフト	0	0	19	13
3	スティープ化	975	1,084		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	461	467		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,238	1,248	170	140
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,743		3,639	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

資 料 編

リスク管理体制

一定量的事項ー

- 自己資本の構成に関する開示事項…P.9をご参照ください。
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- 信用リスク削減手法に関する事項

- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	43,567	1,742	44,471	1,778
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	39,660	1,586	39,967	1,598
(i) ソブリン向け	453	18	417	16
(ii) 金融機関向け	5,845	233	4,578	183
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	456	18	275	11
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	8,095	323	8,046	321
特定貸付債権向け	1,606	64	1,296	51
(v) 中堅中小企業等・個人向け	2,639	105	2,386	95
トランザクター向け	45	1	24	0
(vi) 不動産関連向け	13,126	525	14,375	575
自己居住用不動産等向け	1,216	48	1,144	45
賃貸用不動産向け	2,050	82	1,713	68
事業用不動産関連向け	8,331	333	8,919	356
その他不動産関連向け	91	3	83	3
ADC 向け	1,435	57	2,516	100
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	2,546	101	2,932	117
(viii) 延滞等向け	1,779	71	1,951	78
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	47	1	25	1
(x) 株式等	301	12	418	16
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	288	11	288	11
(xiv) その他	4,536	181	4,547	181
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,906	156	4,502	180
ルック・スルー方式	3,906	156	4,502	180
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,479	59	1,556	62
BI	986		1,037	
BIC	118		124	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	45,047	1,801	46,027	1,841

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞 エクスポージャー	
						貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券			
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国	内	83,819	80,464	36,790	38,237	18,757	19,572	—	—	1,439	1,603
国	外	2,006	2,006	—	—	2,006	2,006	—	—	—	—
地 域 別 合 計		85,825	82,470	36,790	38,237	20,763	21,578	—	—	1,439	1,603
製 造 業		2,383	2,243	1,041	1,001	1,342	1,242	—	—	306	298
農 業、 林 業		33	32	33	32	—	—	—	—	—	—
漁 業		297	289	297	289	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業		3,980	3,841	3,880	3,741	100	100	—	—	31	43
電気・ガス・熱供給・水道業		1,042	960	339	258	702	702	—	—	—	—
情 報 通 信 業		122	111	22	10	100	100	—	—	9	7
運 輸 業、郵 便 業		1,383	1,259	1,182	1,058	200	200	—	—	108	103
卸 売 業、小 売 業		3,324	3,237	2,722	2,635	601	601	—	—	97	105
金 融 業、保 険 業		29,029	23,248	527	625	2,002	1,802	—	—	—	—
不 動 産 業		10,331	11,338	9,179	10,386	1,152	952	—	—	332	454
物 品 賃 貸 業		447	375	447	375	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		49	48	49	48	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		163	161	163	161	—	—	—	—	14	14
飲 食 業		1,236	1,114	1,236	1,114	—	—	—	—	309	315
生活関連サービス業、娯楽業		597	524	597	524	—	—	—	—	—	46
教 育、学 習 支 援 業		200	185	200	185	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		240	528	240	528	—	—	—	—	47	47
その他のサービス		2,455	2,429	2,455	2,429	—	—	—	—	21	23
その他の産業		278	269	278	269	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		11,712	13,490	5,690	6,499	6,022	6,990	—	—	—	—
個 人		6,203	6,058	6,203	6,058	—	—	—	—	158	142
そ の 他		10,309	10,719	—	—	8,539	8,885	—	—	—	—
業 種 別 合 計		85,825	82,470	36,790	38,237	20,763	21,578	—	—	1,439	1,603
1 年 以 下		20,014	16,095	5,674	7,066	803	1,502	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		8,743	7,985	3,726	2,966	3,613	3,311	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		8,260	8,935	4,048	4,506	3,108	2,315	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		4,942	7,173	3,297	3,456	1,245	1,963	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		11,923	12,128	4,940	5,369	4,928	5,557	—	—		
10 年 超		18,492	17,263	15,043	14,816	2,949	2,447	—	—		
期間の定めのないもの		—	—	—	—	—	—	—	—		
そ の 他		13,447	12,888	59	57	4,116	4,480	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		85,825	82,470	36,790	38,237	20,763	21,578	—	—		

- （注） 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
製 造 業	22	39	12	17	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	7	25	7	18	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	7	0	6	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	68	64	0	△ 3	—	—
卸 売 業、 小 売 業	4	6	2	2	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	28	29	26	1	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	0	0	0	0	—	—
飲 食 業	47	48	36	0	—	1
生活関連サービス業、娯楽業	—	3	—	3	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	1	2	1	0	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	13	13	12	0	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	18	35	3	17	—	—
合 計	212	277	102	64	—	1

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	806	815	—	—	806	815	—	—	—	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,686	2,962	—	—	1,686	2,962	—	—	—	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,113	9,001	—	—	8,113	9,001	—	—	—	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	376	279	—	—	376	279	—	—	37	27	10	10
我が国の政府関係機関向け	905	802	—	—	905	802	—	—	90	80	10	10
地方三公社向け	631	444	—	—	631	444	—	—	40	40	6	9
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	27,215	21,434	—	—	27,215	21,434	—	—	5,845	4,578	21	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,003	803	—	—	1,003	803	—	—	456	275	45	34
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	10,603	10,627	1,337	393	10,487	10,529	132	38	8,095	8,046	76	76
特定貸付債権向け	1,606	1,296	—	—	1,606	1,296	—	—	1,606	1,296	100	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,306	3,156	5,295	5,543	3,112	2,975	114	103	2,639	2,386	82	78
トランザクター向け	—	—	1,076	1,117	—	—	51	55	45	24	90	—
不動産関連向け	15,262	15,834	—	—	15,232	15,801	—	—	13,126	14,375	86	91
自己居住用不動産等向け	2,799	2,684	—	—	2,769	2,659	—	—	1,216	1,144	44	43
賃貸用不動産向け	2,250	1,929	—	—	2,250	1,929	—	—	2,050	1,713	91	89
事業用不動産関連向け	8,268	8,809	—	—	8,268	8,801	—	—	8,331	8,919	101	101
その他不動産関連向け	509	686	—	—	509	686	—	—	91	83	18	12
ADC向け	1,435	1,724	—	—	1,435	1,724	—	—	1,435	2,516	100	146
劣後債権及びその他資本性証券等	2,546	2,345	—	—	2,546	2,345	—	—	2,546	2,932	100	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,189	1,312	7	—	1,189	1,312	0	—	1,779	1,951	149	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	47	25	—	—	47	25	—	—	47	25	100	100
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,581	3,408	—	—	3,581	3,408	—	—	285	269	8	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	301	321	—	—	301	321	—	—	301	418	100	130
合計	76,575	72,773	6,640	5,937	76,234	72,461	247	141	34,835	35,132	45	48

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

			資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
			0 %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現 金	令和6年度	806	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	815	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	1,686	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	2,962	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	8,113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	9,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	376	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	279	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	905	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	802	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	令和6年度	430	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	244	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	24,844	—	2,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	18,968	—	2,365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	100	—	702	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	100	—	602	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	令和6年度	—	—	—	1,400	—	—	—	—	—	100	—	—	—	902	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	1,400	—	—	—	—	—	100	—	—	—	601	—	—	—
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	—
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	272	5	—	385	116	672	—	155	—	639	—	162	675	—	—	43	—
	令和7年度	464	3	—	382	63	764	—	223	—	573	—	40	697	—	—	26	—
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	5	—	285	116	547	—	—	—	639	—	—	575	—	—	—	—
	令和7年度	—	3	—	282	63	634	—	—	—	573	—	—	597	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	—	—	—	—	125	—	155	—	—	—	162	—	—	—	6	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	129	—	223	—	—	—	40	—	—	—	4	—
事業用不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	令和6年度	272	—	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	99	—	—	36	—
	令和7年度	464	—	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	22	—
A D C 向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	令和6年度	870	2,695	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	714	2,694	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和6年度	12,180	3,982	—	26,829	116	2,843	—	155	—	739	—	213	1,585	—	—	43	—
	令和7年度	14,202	3,780	—	20,952	63	3,130	—	223	—	673	—	96	1,302	—	—	26	—

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現 金	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	806	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	815	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,686	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,962	
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,113	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,001	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	376	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	279	
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	905	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	802	
地方三公社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	631	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	444	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	27,215	
	令和7年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,434	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	1,003	
	令和7年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	803	
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	令和6年度	100	100	200	6,090	—	—	1,726	—	—	—	—	—	—	—	—	10,620	
	令和7年度	100	300	200	5,962	—	—	1,901	—	—	—	—	—	—	—	—	10,567	
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	1,606	—	—	—	—	—	—	—	—	1,606	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	1,296	—	—	—	—	—	—	—	—	1,296	
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	2,521	—	—	—	—	653	—	—	—	—	—	—	—	—	3,226	
	令和7年度	905	1,562	—	—	—	—	555	—	—	—	—	—	—	—	—	3,078	
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	
不動産関連向け	令和6年度	1,786	61	—	—	1,377	—	1,435	1,772	5,671	—	—	—	—	—	—	15,232	
	令和7年度	1,784	108	—	—	1,295	—	140	1,422	6,206	—	—	1,604	—	—	—	15,801	
自己居住用不動産等向け	令和6年度	565	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,769	
	令和7年度	504	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,659	
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	27	—	—	—	—	—	1,772	—	—	—	—	—	—	—	2,250	
	令和7年度	—	108	—	—	—	—	—	1,422	—	—	—	—	—	—	—	1,929	
事業用不動産関連向け	令和6年度	1,220	—	—	—	1,377	—	—	—	5,671	—	—	—	—	—	—	8,268	
	令和7年度	1,279	—	—	—	1,295	—	—	—	6,206	—	—	20	—	—	—	8,801	
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	509	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	686	
A D C 向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	1,435	—	—	—	—	—	—	—	—	1,435	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	140	—	—	—	—	1,584	—	—	—	1,724	
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	2,546	—	—	—	—	—	—	—	—	2,546	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,345	—	—	—	—	2,345	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,182	—	—	—	1,190	
	令和7年度	14	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	1,289	—	—	—	1,312	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	47	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	25	
取立未済手形	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	3,581	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,408	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株 式 等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	301	—	—	—	—	—	—	—	—	301	
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	321	—	—	—	—	321	
合 計	令和6年度	1,886	2,783	200	6,090	1,377	—	6,727	1,772	5,671	—	—	1,282	—	—	—	76,482	
	令和7年度	2,803	2,071	200	5,962	1,295	—	2,628	1,422	6,206	—	2,667	2,893	—	—	—	72,603	

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値（％）		資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
40％未満	46,115	42,362	—	—	—	—	46,109	42,352
40％～70％	4,439	4,860	1,076	1,158	10	10	4,467	4,902
75％	2,825	2,139	4,166	4,343	10	10	2,783	2,071
80％	200	200	—	—	—	—	200	200
85％	6,094	6,042	1,137	193	2	12	6,090	5,962
90％～100％	8,173	3,971	253	241	0	10	8,104	3,924
105％～130％	7,443	10,303	—	—	—	—	7,443	10,296
150％	1,282	2,893	7	—	9	—	1,282	2,893
250％	—	—	—	—	—	—	—	—
400％	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250％	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	76,575	72,773	6,640	5,937	10	10	76,482	72,603

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	761	766	5	924	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。



出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,678	3,678	4,509	4,509
非上場株式等	4,286	4,286	4,530	4,530
合 計	7,965	7,965	9,040	9,040

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	59
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 799	△ 383

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,918	6,246
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

地 域 貢 献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、佐賀県東部を営業区域（佐賀県職員については佐賀県一円）とし、地区内の中小零細企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細企業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

預金を通じた地域貢献

- ①「ふるさと子育て応援！とうしんカルガモ定期預金」を発売。まち・ひと・しごと創生に関する連携協定締結自治体（5市4町）へ、定期預金契約額の0.05%を寄付しました。
- ②年金を当組合にて受取られている方に、定期預金・定期積金の金利上乘せを実施しています。

融資を通じた地域貢献

- ①中小企業・小規模事業者および個人の皆さまの資金需要に積極的に対応するため、事業性のご融資、住宅ローンや各種個人ローンのほか、信用保証協会保証付県市町村制度融資、商工会議所をはじめとする各外部団体との連携にも取り組んでいます。
- ②事業者の方には、「経営者保証に関するガイドライン」や事業性評価による保証人無し取組で地域活性化に繋がるように努力しております。

取引先への支援状況等

(創業・新事業者への支援)

経営革新等認定支援機関として商工会議所をはじめとする外部団体と連携し支援を取組んでいます。

事業性評価活用での事業資金推進を取組んでいます。

地域活性化につながる多様なサービスの提供

●文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

「まち・ひと・しごと」の創生及び好循環を確立することで、人口減少問題の克服及び地域経済の活力維持目的として、当組合営業エリアにある全ての自治体5市4町と「まち・ひと・しごとの創生に関する連携協定」を締結しております。

●地域貢献に資する預金・融資商品の提供

定住推進を目的として取得補助金交付を行っている自治体にて住宅ローン取組みの方へ金利優遇を実施しています。

地域・業域・職域サービスの充実

- (1) 店舗・ATMの設置
営業地域内に6店舗を配しATM5台を設置しております。
お取引先の利便性を図るために全国の銀行、信用金庫、労働金庫、農・漁協、ゆうちょ銀行、セブン銀行等との間に相互利用契約を結び、コンビニエンスストアを含むこのATMからでも預金のお引出が可能でです。
なお、セブン銀行のATMでは、正月三が日を含め夜10時までご利用いただけます。
- (2) 情報提供活動
当組合独自の情報誌の提供はありませんが、業界情報誌「ボン・ビバーン」を隔月に店頭で備置きする等して情報提供の一環としております。
- (3) 通帳・カード等の紛失時の24時間受付
電話番号 047-498-0151
- (4) 年金・法律・税務相談会等の開催
組織だった開催はしていませんが、個別に相談されたものについては顧問弁護士や税理士等を紹介しております。
- (5) 苦情相談窓口の設置
当組合では、お客様からのご要望にお応えするために「窓口」を法務部に設置しておりますので、信用組合業務に関してお困りの事やご意見・ご要望がございましたらご遠慮なくお申し付けください。
電話番号 0952-30-2114 法務部
受付時間 毎週月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前9時から午後5時まで

文化的・社会的貢献に関する活動

当組合は、社会的貢献活動を次のとおり行なっております。

●地域行事への参加及びボランティア活動

- ① 地元金融機関として、「長崎街道かんざき宿場祭り」「鳥栖山笠」「地区のグランドゴルフ大会協賛」など、各種地域行事への参加を行っております。
- ② 清掃活動
環境美化運動の一環として、店周の清掃活動（全店舗）のほか、県下一斉の清掃の日の「清掃活動」にも参加しております。
- ③ 9月3日のしんくみの日（しんくみ週間）に合わせて、店頭にて「花の種」の配布を行っております。また、9月3日に本店駐車場において献血車を配し、献血を行っており、多くの皆様にご協力をいただいております。その他、使用済み切手を収集し、(JOCS)へ寄贈いたしました。
- ④ ピーターバンカード利用による物品購入の売上金の中から還元される金員を、重症心身障害児の支援団体への指定預託（オリコと佐賀県信用組合協会との連名）を行いました。
- ⑤ こども食堂
毎月19日、佐賀市の公民館で開催されているこども食堂へ協賛し、文具、玩具等を提供しています。

お客様アンケート調査実施報告

当組合は、地域の皆様のご意見にお応えし皆様のお役に立てる地域に密着した金融機関として、お客様とともに発展していくことを目指しております。

今回、お客様へより良いサービスの実現に向けて、お客様のご意見をお伺いする「お客様アンケート調査」を実施いたしましたのでその結果をご報告いたします。

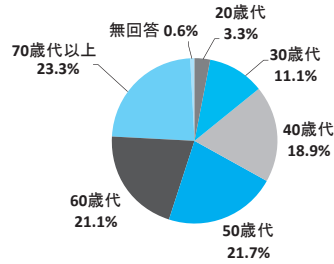
■調査概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1)調査期間 | 令和7年11月10日(月)～令和7年11月14日(金) |
| (2)調査対象者 | 無作為に抽出した個人のお客様180名 |
| (3)調査チャネル | 得意先係訪問先75枚・窓口105枚 |
| (4)前回調査日 | 令和6年11月 |

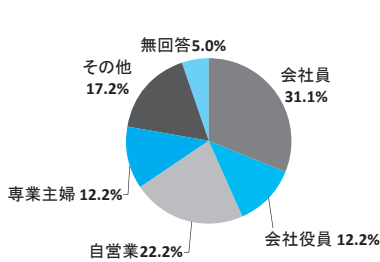
■アンケートの回答状況

1. ご回答いただいたお客様

(1) 年齢

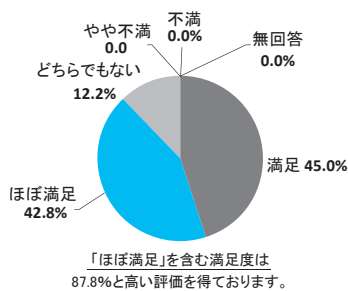


(2) 職業

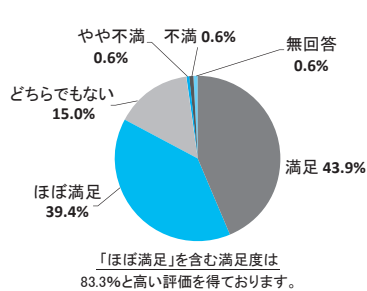


2. アンケート結果

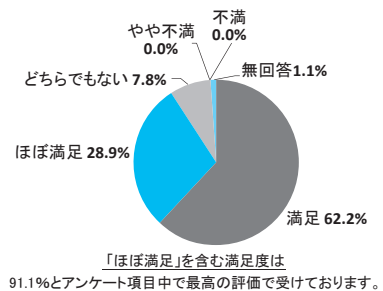
(1) 当組合の取扱商品に満足されていますか。



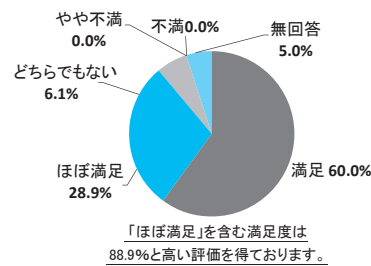
(2) 当組合の店舗（店舗数・立地等）はいかがですか。



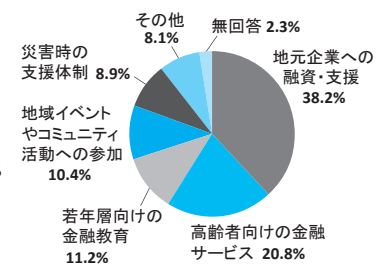
(3) 店内職員の対応（挨拶や約束事の遵守）・説明等・待ち時間はいかがですか。



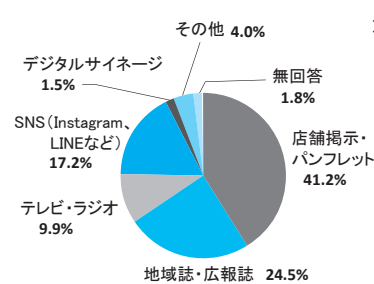
(4) 渉外係の対応（挨拶や約束事の遵守）・説明等はいかがですか。



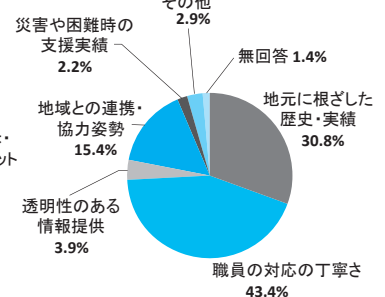
(5) 当組合のに対して、どのような役割を期待していますか。



(6) 当組合の情報発信について、どのような方法が望ましいと感じますか。



(7) 当組合に対して、信頼感を持てる要素は何ですか。



■お客様の声を踏まえて

「やや満足」を含む満足度は全体で87.8%と高い評価を得ています。しかし、「店舗環境」については、「やや不満」を含む不満度が1.2%と今後、ご利用しやすい快適な店舗へ改善しなければならないと考えております。

これらの調査結果は全営業店に配布し、改善取組を実施してまいります。

多くの貴重なご意見をありがとうございました。お客様の期待にこれまで以上にお答えできるよう心がけ、お客様の満足度の向上に努めて参る所存です。

ご意見がございましたら、対処する部署「法務部」を設置しておりますので、ご一報願います。

トピックス

諸富支店主催の「第26回佐賀東信用組合杯グランドゴルフ大会」を開催し、約80名の参加者がグランドゴルフの腕前を披露し爽やかな汗を流しました。

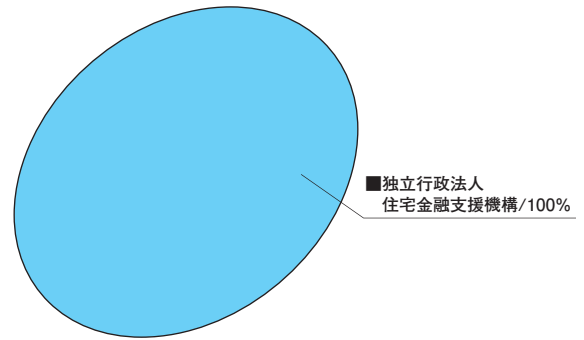
そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	71	61
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	71	61

令和7年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



国 際 業 務

外国為替取扱高

(単位：千ドル)

区 分	令和6年度	令和7年度
貿 易	—	—
輸 出	—	—
輸 入	—	—
貿 易 外	—	—
合 計	—	—

外貨建資産残高

該当ありません。

証 券 業 務

公共債引受額

該当ありません。

公共債窓販実績

該当ありません。

当組合の子会社

該当ありません。

そ の 他 業 務

手数料一覧

(令和8年6月末現在)

1. 為替手数料

				組合員	組合員外
振込手数料	他行宛	電信扱	5万円未満	605円	
			5万円以上	605円	770円
		文書扱	5万円未満	550円	
			5万円以上	550円	770円
	本支店	電信扱	5万円未満	330円	
			5万円以上	330円	550円
ATMでの 振込手数料 (当組合カード ご利用の場合)	同 一 店 内		5万円未満	220円	
			5万円以上	220円	440円
	他 行 宛		5万円未満	330円	
			5万円以上	330円	440円
	本 支 店		5万円未満	110円	
			5万円以上	110円	220円
ATMでの 振込手数料 (他行カード ご利用の場合)	同 一 店 内		5万円未満	110円	
			5万円以上		
	他 行 宛		5万円未満	605円	
			5万円以上	770円	
	本 支 店		5万円未満	330円	
			5万円以上	550円	
同 一 店 内		5万円未満	330円		
		5万円以上	550円		
A T M 振 込 延 長 手 数 料			110円		
送金手数料	他行宛	普通扱	送金小切手	440円	660円
代手・商手 取立手数料	電 子 交 換 取 立	本 支 店 取 立	1通につき	660円	
			1通につき	660円	
			1通につき	1,100円	
そ の 他 の 手 数 料			送金・振込の組戻料	1件につき 1,100円	
			取立手形組戻料	1通につき 1,100円	
			取立手形店頭呈送料	1通につき 1,100円	
			不渡手形返却料	1通につき 1,100円	
			そ の 他 特 殊 扱 手 数 料	実 費	

(注1) モアタイム手数料とは、自動機での営業時間外振込(平日午後3時以降)で、振込を行った場合の手数料となります。

- ※1 振込手数料の同一店内には、NB扱い入金も含まれます。
 ※2 視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客様には、窓口受付の振込手数料をATMご利用の振込手数料と同額とします。

2. 預金関係手数料

種 類	料 金
預 金 残 高 証 明 書 (個別)	1通につき 550円
発 行 手 数 料 (注1) (継続)	1通につき 330円
払戻し証明書(民法909条の2に基づく払戻)	1通につき 1,100円
その他当組合定型外の証明書の発行	1通につき 3,300円
異 議 申 立 預 託 金 受 入 手 数 料	1件につき 1,100円
小 切 手 帳 代	1冊につき 1,100円
約 束 手 形 帳・為 替 手 形 帳	1冊につき 1,100円
保 証 小 切 手 発 行 手 数 料	1枚につき 550円
取 引 履 歴 明 細 表	1枚につき 220円
C O M フ ィ ッ シ ュ 取 引 履 歴	1口座につき 11,000円
貸 金 庫 利 用 手 数 料	月額(1金庫) 550円
ナ イ ト デ ポ ジ ャ ッ ト 手 数 料	月 額 8,800円
普 通 預 金 入 金 帳	1冊につき 7,700円
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	年 額 1,320円
口 座 作 成 時 の 通 帳 等 郵 送	1通につき 550円
相 続 手 続 時 の 通 帳 等 郵 送	1件につき 1,100円
英 文 預 金 等 残 高 証 明 書	1通につき 2,200円
個 人 情 報 開 示 手 数 料	書 面 1件につき 1,100円
	電 磁 的 記 録 1件につき 3,300円
破 産 管 財 人 等 特 殊 口 座 開 設 手 数 料	1口座につき 11,000円

(注1) 預金および融資を別用紙に分けて発行する場合は、それぞれ手数料を申し受けます。

3. 融資関係手数料

種 類			料 金			
融 資 実 行	手貸（新規）		1,100円			
	手貸（書替）		550円			
	証貸（プロパー新規）		1,100円			
	証貸（消費者ローン新規）		1,100円			
	一般当座貸越・事業者カードローン		1,100円			
	債務保証		2,200円			
条 件 変 更	一 般 証 貸	全額繰上完済		「期限前返済に関する特約書」未徴求の場合、他項目と重複する場合は、いずれか一項目	11,000円	
		一部繰上返済				
		期間延長（預担・協会付除く）				
		期間短縮（預担・協会付除く）				
		償還金変更（預担・協会付除く）				
		金利特約付証書貸付金利変更				
	住 宅 ロ ー ン	保証会社付・プロパー	全額繰上完済		特約期間付固定期間中	44,000円
					上記以外	11,000円
			一部繰上完済		特約期間付固定期間中	33,000円
					上記以外	11,000円
			期間延長		他項目と重複する場合は、いずれかの一項目	11,000円
			期間短縮			
		償還金変更				
		金利特約付証書貸付金利変更				
		保証会社提携型消費者ローン				
		全額繰上完済	1 通につき	5,500円		
融資証明			1 通につき	11,000円		
融資残高証明書発行手数料			1 件につき	550円		
利息証明発行手数料			1 件につき	550円		
確定日付手数料				3,300円		
調 査 料	不 動 産 担 保	新規・極度額増額・担保譲受・登記保留（初回のみ）・担保差替		55,000円		
		追加担保・極度額減額・順位変更・一部譲渡・一部解除		16,500円		
取 扱 手 数 料	A B L（動 産 ・ 債 権 担 保）	5,000万円以下		66,000円		
		5,000万円超 1 億円以下		88,000円		
		1 億円超		110,000円		

4. 各種再発行手数料

種 別	料 金
通 帳 ・ 証 書 再 発 行 手 数 料	1通(冊)につき 2,200円
キャッシュカード・ローンカード再発行手数料(注1)	1枚につき 2,200円
担 保 抹 消 書 類 再 発 行	1通につき 3,300円
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」「返済予定表」等の各種帳票、還元帳票で営業店にて再発行可能なもの	1通につき 1,100円

(注1) Wカードからキャッシュカード・ローンカードへの作り替えの場合は、無料です。



5. 法人インターネットバンキング手数料

インターネットバンキング利用手数料（月額基本手数料）

種 別	手数料
スタンダードサービス（照会・振込サービス）	1,100円
フルサービス(照会・振込サービス+データ伝送サービス)	3,300円

IB 振込手数料

種 別		組 合 員		一 般	
他 行 宛	5 万 円 未 満	385円			
	5 万 円 以 上	385 円		605 円	
本 支 店	5 万 円 未 満	110円			
	5 万 円 以 上	110 円		330 円	
同 一 店 内	5 万 円 未 満	無料			
	5 万 円 以 上	無料			

IB データ伝送手数料（組合員のみ）

種 別			組 合 員
総 合 振 込	他 行 宛	5 万 円 未 満	220円
		5 万 円 以 上	330円
	本 支 店	5 万 円 未 満	無料
		5 万 円 以 上	110円
	同 一 店 内	5 万 円 未 満	無料
		5 万 円 以 上	無料
給 与 ・ 賞 与	他 行 宛	5 万 円 未 満	110円
		5 万 円 以 上	220円
	本 支 店	5 万 円 未 満	無料
		5 万 円 以 上	無料
	同 一 店 内	5 万 円 未 満	無料
		5 万 円 以 上	無料

■ 主要な事業の内容

- A. 預金業務
 - (イ) 預 金・定期積金
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
 - (ロ) 譲渡性預金
取扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - (イ) 貸 付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
 - (ロ) 手形の割引
商業手形の割引を取扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務
取扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務
取扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務
取扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務
取扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - (イ) 債務の保証業務
 - (ロ) 有価証券の貸付業務
 - (ハ) 国債等の引受け(売り出しの目的をもってするものを除く)
 - (ニ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理業務
 - (c) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理業務
 - (d) 独立行政法人住宅金融支援機構
 - (ホ) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱
 - (ヘ) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (ト) 両替
 - (チ) でんさいサービス

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等は、上記の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等に基づき作成しております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月24日

佐賀東信用組合 理事長 芹田 泉

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	21,317	37,446	21,012	37,902
	他の金融機関から	35,365	38,484	35,408	31,918
代金取立	他の金融機関向け	2	6	3	7
	他の金融機関から	—	—	—	—

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率	ランクアップ率	再生計画 策定率
うち経営改善支援取組み先 (α)		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)			
174	10	0	9	9	(α/A) 5.75%	(β/α) 0.00%	(δ/α) 90.00%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

平成25年3月末で中小企業金融円滑化法が終了致しましたが、貸付条件や円滑な資金供給等の支援策は同法終了後も変わりなく、組合の経営理念・経営方針に則り、外部団体等と緊密な連携・協力を行い、お客様のライフステージに応じたコンサルティング機能を発揮するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」を誠実に遵守し、最も身近で頼れる相談相手として全役職員が一体となり取組む方針です。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

担当部署を事業性評価推進室とし、各部との連携により中小企業経営支援に対する方針や施策について態勢を整備し、その方針や施策を全役職員へ周知徹底しております。

営業店役席者の定期訪問を実施し、お客様の業況や問題点の把握に努め必要な支援を実施してまいります。

他金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会との連携・協力を努めるとともに、職員のコンサルティング能力向上の為に外部団体が主催する研修に積極的に参加しております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

地域経済の活性化や健全な発展のため、経営支援や成長分野の育成に対して日常的・継続的な取引関係を通じて、お客様のライフステージに応じた資金需要やサービスの提供について全役職員一体となり取組んでおります。

創業・新規事業開拓の支援

独立創業・新規事業に関する融資取組として県制度融資である「さが創生貸付」などの活用を通じて支援を行っております。

経営革新等支援機関として地域需要創造型等起業・創業促進事業に係る創業補助金申請時の事業計画書策定支援を行っております。

成長段階における支援

事業価値の見極め、目利き能力向上のため役職員を上部団体主催の研修に派遣し、人材育成に努めております。

担保・保証に過度に依存しない融資を行うため、ABL等の積極的活用や、信用保証制度の活用等により資金ニーズに適切に取組んでおります。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

他金融機関、外部団体・専門家等と連携・協力を行うとともに、役職員の目利き能力の向上に努め、お客様のライフステージに応じた最適なソリューションの提案を行い積極的に経営改善・事業再生に取組んでおります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

なお、本取組方針につきましては当組合ホームページにも記載しております。 https://www.toshin.shinkumi.jp/index/keieisha_hosyo.pdf

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	205件	158件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	38.60%	35.99%
保証契約を解除した件数	19件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

地域の活性化に関する取組状況

地域とのふれあいを大切にし、有益な情報提供等により、地域のお客様の発展に寄与します。

●金融仲介機能のベンチマークに関する開示

■取引先企業の経営改善や成長性力の強化

・共通ベンチマーク1

金融機関がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業指数の増加がみられた先数、及び、同先に対する融資額の推移（先数単体ベース）
(令和8年3月31日現在：比較対象期間 直近決算 ⇄ 前期決算)

メイン先数	314先	メイン先の融資残高	152億円
うち経営指数や就労者数が改善した先	134先	メイン先で経営指数や就労者数が改善した先の融資残高	97億円

定義 メイン先数：当組合の融資残高が最も多い先数
 経営指数の改善：①売上高、②営業利益率が改善した先をカウント

■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

・共通ベンチマーク2

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善の進捗状況（先数単体ベース）
(令和8年3月31日現在)

中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
	42先	1先	20先	21先

定義 好調先：計画比120%以上
 順調先：計画比80%以上～120%未満
 不調先：計画比80%未満

・共通ベンチマーク3

金融機関が関与した創業、第二創業の件数（先数グループベース）
(令和7年4月～令和8年3月迄の1年間の実績)

当組合が関与した創業件数	3先
当組合が関与した第二創業件数	0先

定義 創 業：①計画の策定支援、②融資、③政府系機関や支援機関への紹介、④ベンチャー企業の助成、融資、投資等
 第二創業：①後継者等が新規事業開始、②譲渡（継承）し新規事業開始、③事業再生で業種を変更し再建等

・共通ベンチマーク4

ライフステージ別の与信先数、及び、融資額（先数単体ベース）
(令和8年3月31日現在)

	合 計	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	644先	53先	93先	394先	46先	58先
ライフステージ別の融資残高	252億円	24億円	49億円	139億円	16億円	24億円

定義 創業期：過去5期のうち創業、第二創業している先
 ○成長期、安定期、低迷期は売上高平均で直近2期と過去5期で対比
成長期：120%超
安定期：80%～120%未満
低迷期：80%未満
再生期：貸付条件の変更先

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）（自動機器設置状況・令和8年6月現在）

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店	〒840-0804 佐賀市神野東2丁目3番1号	0952-30-2121	1台
神 埼 支 店	〒842-0001 神崎市神埼町神埼375番地1	0952-52-2141	1台
神埼支店中原出張所	〒842-0001 神崎市神埼町神埼375番地1	0952-52-2141	—
小 城 支 店	〒845-0001 小城市小城町273番地5	0952-73-2251	1台
小城支店牛津出張所	〒845-0001 小城市小城町273番地5	0952-73-2251	—
諸 富 支 店	〒840-2105 佐賀市諸富町大字諸富津141番地16	0952-47-3511	1台
鳥 栖 支 店	〒841-0037 鳥栖市本町1丁目947番地5	0942-83-3667	1台
県 庁 支 店	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号	0952-23-6890	—

地区一覧

佐賀市 神崎市 鳥栖市
小城市 多久市 神埼郡
三養基郡
杵島郡江北町大字惣領分
佐賀県職員（退職者含む）、
佐賀県職員労働組合とその職
員、佐賀県の外郭団体等及び
その職員は佐賀県一円

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	1	30. その他業務収益の内訳	12	58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	14
【概況・組織】		31. 経費の内訳	8	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
1. 事業方針	1	32. 総資産経常利益率*	10	(2) 危険債権	
2. 事業の組織*	1	33. 総資産当期純利益率*	10	(3) 三月以上延滞債権	
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	1	【預金に関する指標】		(4) 貸出条件緩和債権	
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	29	34. 預金種目別平均残高*	12	(5) 正常債権	
5. 自動機器設置状況	29	35. 預金者別預金残高	12	59. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)*	9
6. 地区一覧	29	36. 財形貯蓄残高	12	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	10,11
7. 組合員数	1	37. 職員1人当り預金残高	12	61. 外貨建資産残高	25
8. 子会社の状況	25	38. 1店舗当り預金残高	12	62. オフバランス取引の状況	10
【主要事業内容】		39. 定期預金種類別残高*	12	63. 先物取引の時価情報	10
9. 主要な事業の内容*	26	【貸出金等に関する指標】		64. オプション取引の時価情報	取扱いなし
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	40. 貸出金種類別平均残高*	12	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
【業務に関する事項】		41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	13	66. 貸出金償却の額*	13
11. 事業の概況*	2	42. 貸出金利区分別残高*	13	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	27
12. 経常収益*	8	43. 貸出金使途別残高*	13	68. 会計監査人による監査*	27
13. 業務純益等*	8	44. 貸出金業種別残高・構成比*	13	【その他の業務】	
14. 経常利益(損失)*	8	45. 預貸率(期末・期中平均)*	10	69. 内国為替取扱実績	27
15. 当期純利益(損失)*	8	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	13	70. 外国為替取扱実績	25
16. 出資総額、出資総口数*	8	47. 代理貸付残高の内訳	25	71. 公共債窃取実績	25
17. 純資産額*	8	48. 職員1人当り貸出金残高	12	72. 公共債引受額	25
18. 総資産額*	8	49. 1店舗当り貸出金残高	12	73. 手数料一覧	25,26
19. 預金積金残高*	8	【有価証券に関する指標】		【その他】	
20. 貸出金残高*	8	50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	74. トピックス	24
21. 有価証券残高*	8	51. 有価証券の種類別平均残高*	12	75. 沿革・歩み	1
22. 単体自己資本比率*	8	52. 有価証券種類別残存期間別残高*	13	76. 総代会について	2,3
23. 出資配当金*	8	53. 預証率(期末・期中平均)*	10	77. 報酬体系について	15
24. 職員数*	8	【経営管理体制に関する事項】		【地域貢献に関する事項】	
【主要業務に関する指標】		54. 法令遵守の体制*	14	78. 地域貢献	23
25. 業務粗利益および業務粗利益率*	7	55. リスク管理体制*	15,16	79. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	27,28
26. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支*	7	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	15	80. 顧客満足度アンケートの報告	24
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	8	資料編	17-23	81. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	28
28. 受取利息、支払利息の増減*	8	【財産の状況】			
29. 役務取引の状況	8	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	4,5,6,7		



〒 840-0804 佐賀県佐賀市神野東 2 丁目 3 番 1 号

TEL : 0952-30-2121 FAX : 0952-30-2130

<https://www.toshin.shinkumi.jp/>